

クライミングジム猿吉 利用規約

第1条（名称及び所在並びに代表者）

名称:クライミング猿吉(さるきち)

所在:千葉県東金市家徳288-1

代表者:山本浩志

(以下「当ジム」といいます)

第2条（目的）

当ジムは、入会された方(以下メンバーという)が、当ジムを通じて心身の健康の維持・増進を図るとともに楽しんでクライミングライフをお送りいただくことを目的とします。また、当ジムは地域のクライミング普及を目的としています。

第3条（入会資格）

(1)当ジムに入会できる方は、本規約などを承諾し、かつ、当ジムの承認を得た方とします。

(2)暴力団構成員、メンバーの円滑なジムライフに支障を来す可能性がある方、その他当ジムが不適当と認める方は入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第4条（利用上の注意事項）

(1)安全性の確保

①クライミングは危険を伴うスポーツであり、その性質上、怪我や事故などを完全に防ぐことができません。

②ホールド・パネルなどは十分な管理をしていますが、ホールドの回転、パネルやホールドの破損を完全に防ぐことはできませんので十分注意してください。不具合があった場合は直ちにクライミングを中止してスタッフまでお知らせください。

③マットは着地の衝撃を和らげるためのものであり、絶対の安全を担保するものではありません。また、マットの上には座ったり寝転んだりしないでください。

④登っているクライマーの落下点には絶対入らないで下さい。また近くに人がいる場合は声を掛けてから登り始めてください。

⑤伸びた爪は怪我の原因となります。装飾品など怪我の原因となるものは外して下さい。

(2)飲食・喫煙

①飲食は、本館・受付館の1階のみ(マット上を除く)となります。また、飲料・携帯食などの軽食のみとなります。

②アルコールを飲んでのご利用はできません。館外にある喫煙所以外は全面禁煙です。

③ゴミは各自必ずお持ち帰りください。なお、当ジムでのご購入物は、受付までお持ちください。

(3) レンタル品・チョークの利用

①レンタルシューズは靴下を履いて使用してください。

②チョーク(滑り止め)は、液体チョークもしくはボールチョークを使用して下さい。

(4) スクール時間による壁利用の制限

スクール時間は、キッズエリアの全面及び本館の一部の壁の利用は制限されます。

(5) 18歳未満(高校生を含む)の方のご利用

①小学生以下のメンバーがスクール以外で当ジムをご利用する場合、保護者の付き添いが必要です。また、保護者1名につき小学生以下のメンバー2名までとなります。

②未就学時は4歳以上(3歳児利用キャンペーンなどを除く)がご利用頂けます。また、キッズエリアのみの利用となります。ただし、当ジムで本館の利用を認めた場合を除きます。

③中学生・高校生の場合でも、初回のみ保護者の同伴が必要となります。

④保護者同伴時を除き、21時までの利用となります。

(6) 衣類・貴重品の管理

当ジムは本館に小型ダイヤル式ロッカーのみの設置となります。衣類、貴重品などは自己管理となります。(更衣室に鍵付きのロッカーはありません)

(7) 屋外ウォールの利用

①ご利用可能日は、原則として土日祝日となります。ただし、雨天や強風など天候不順の場合には、当ジムの判断により利用を中止します。

②18歳以上(高校生を除く)のメンバーが利用できます。

③別途、当ジム指定の料金をお支払いいただくことによりご利用できます。

④付き添いの方が1名以上必要となります。(一緒に登られる方も可)

⑤当ジムのスタッフが1名が指導につきます。また、ハーネス(安全ベルト)を付き添いの方と一緒に確認して頂きます。

⑥ハーネス装着後より、利用時間開始となります。

(8) 全館貸し切り及びプライベートレッスンの予約

予約制となります(3日前までにお電話にて希望日を申し付けください。)

第5条 (メンバーの種類、利用料金等)

(1) 当ジムのメンバー種類

①一日券会員(全館貸し切り時を含む)

②月会員

③スクール会員

④屋外ウォール会員

(2) 初回登録料

会員の種類にかかわらず、初回登録料は一度のみのお支払いとなります。

(3)ご利用料金

館内の掲示・配布物及び当ジムホームページ上にて定めたご利用料金をお支払いいただくことによりご利用できます。

(4)ご利用時間

館内の掲示・配布物及び当ジムホームページ上にて定めたご利用時間となります。

第6条（入会手続）

(1) 当ジムに入会する方は所定の入会手続を行い、初回登録料をお支払いいただきます。

(2) メンバーは、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

(3) 入会する本人が高校生以下の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続をとらなければなりません。この場合保護者は、自らメンバーになった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、当ジムの免責につき同意するものとします。

(4) 入会手続完了後、メンバーカードを発行いたします。2回目以降、当ジムをご利用される前に、受付にてメンバーカードを提示ください。有効期限はございません。

第7条（初回登録料）

メンバーは、当ジムの定める初回登録料を、所定の方法で当ジムに支払わなければなりません。なお、当該初回登録料は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した初期登録料は返還しません。

第8条（資格停止）

当ジムは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の停止することができます。

(1) 当ジムの定める月会員及びスクール会員の月会費を1ヶ月以上滞納したとき。（資格停止以前の月会費等は全て納入していただきます。）

(2) 当ジムの施設を故意に毀損したとき。

(3) 本規約、その他当ジムが定める規則に違反したとき。

(4) 本ジムの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。

(5) 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。

(6) メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。

(7) 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。

(8) 当ジムの合理的な指示・指導に従わないとき。

(9) その他当ジムが、社会通念に照らしメンバーとしてふさわしくないと認めたとき。

第9条（資格の喪失、譲渡禁止）

メンバーは、資格停止、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。また、その資格を他に譲渡することはできません。

第10条（料金等の支払い）

(1) 一日券会員（全館貸し切り時を含む）及び屋外ウォール会員並びにプライベートレッスンの利用料金

メンバーは、当ジムの定める利用料を当日に支払うものとします。

(2) 月会員及びスクール会員の月会費

メンバーは、翌月利用分を当月指定日に銀行振替により当ジムへ支払うものとします。銀行振替手続きに2ヶ月ほど期間を要するため、メンバーは、初月の日割分と2ヶ月分の月会費を申込時に先払いするものとします。（月会費は、月会員及びスクール会員のメンバー資格を有する限り、現実に当ジムの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します）

第11条（月会員及びスクール会員の退会）

月会員及びスクール会員は、各月の10日（10日が定休日の場合翌営業日）までに当ジムに所定の退会届を提出することにより、翌月から退会することができます。当ジムの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。本ジムが退会届を受領しない限り会費支払い義務は発生するものとします。

第12条（休業）

(1) 定休日及び年末年始休業

当ジムは、原則として第一週・第三週の火曜日を定休日及び12月31日から1月3日までを年末年始休業とします。また、その定休日及び年末年始休業のほか、ホールド替え、諸施設の補修、その他本ジムのイベント開催等の都合により休業することがあります。なお、休業に関するお知らせは原則として1ヶ月前までに館内掲示します。

(2) 災害等による臨時休業

当ジムは、次の事由により当ジムの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

①地震、台風その他異常気象、近隣の事故等で当ジムの業務遂行に支障があるとき。

②法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。

(3) イベント等休業

当ジムは、クライミングイベント等をあらかじめ館内掲示することにより開催します。なお、メンバーはこれらのイベントで使用する間、施設の一部または全部の利用が制限されます。この場合、メンバーに対する補償はいたしません。

第 13 条（メンバーの利用及び事故）

(1)メンバーは、自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調して、当ジムの施設を利用するものとします。

(2)当ジムは、メンバーが当ジムの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、当ジムの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。メンバー同士の当ジム内外でのトラブルについても同様とします。

(3)メンバーは、当ジムにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、当ジムの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他のメンバーに対する指導行為を行ってはならないものとします。

(4)メンバーは、当ジムの器具、設備等を故意または過失により破損した場合、ご本人または保護者が弁償するものとします。

第 14 条（改定）

(1)利用料金、月会費の改定

当ジムは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、当ジムは改定日の 1 ヶ月以上前までに館内への掲示及び当ジムホームページにてメンバーに告知するものとします。(ただし、消費増税を除く料金値上げの時は、月会員及びスクール会員には、当ジムより説明、同意を頂きます。)

(2)利用規約の改定

本規約の改定及び変更は当ジムによりなされるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、当ジムが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の 1 ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当ジムホームページにてメンバーに告知するものとします。

第 15 条（細則）

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は当ジムが定めるものとします。

第 16 条（附則）

本規約は 2019 年 2 月 1 日より施行します。

誓約書

クライミングジム猿吉 殿

私は、利用規約を理解し、クライミングに対する危険性を理解・同意した上でクライミングジム猿吉を利用します。

いかなる事故(後遺障害や死亡を含む)及び他の利用者や施設の損害についても自己責任において処理することを誓約します。